

## 竹富町第 11 次高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定委託仕様書

- 委託業務名  
竹富町第 11 次高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定委託業務
- 委託場所  
竹富町内
- 委託期間  
契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 1. 目的

竹富町高齢者の状況等の的確な把握、課題等の検証を行うとともに、国・県・他保険者の動向を見据えつつ、本町高齢者実態に即した個別政策を検討するため、資料収集・作成、在宅生活改善調査の分析等を実施し「竹富町第 11 次高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画」を策定する。

### 2. 提案上限額

4, 630, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。  
なおこの金額を超える提案の場合、内容にかかわらず無効とする。

### 3. 業務委託内容

#### ① 「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」及び「在宅生活改善調査」の取りまとめ

高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅生活改善調査」を地域包括ケア「見える化」システムを活用した集計作業から日常生活圏域ごとの高齢者の生活課題の把握や今後のケアプランサービスへの反映、地域全体の課題を分析し、報告書を作成する。

#### ② 現状評価・分析

統計既存資料等を活用し高齢者福祉及び介護保険事業に関わる法制度等の動向の把握を行うとともに福祉事業や介護保険事業に関する課題等の整理を行い、新たな計画策定に資する基礎資料を取りまとめる。

○高齢者福祉並びに介護保険事業に関する法令、条例、規則等の整理

○竹富町の保存資料、地域包括ケア「見える化」システムを活用した高齢者並びに介護事業の実施状況及び課題等の整理

○現行計画の進捗状況と高齢者施策に関する課題の整理

#### ③ 計画原案の策定

国・県の動向、高齢者を取り巻く環境等の現状を把握し、実績の分析、各種調査の結果を踏まえ、計画策定に関わる以下の項目の具体的な検討を行う。

○計画の基本的な考え方

○基本目標、基本理念の見直し検討

- 推進施策の基本方針の見直し検討
- 重点的に取り組む事項の見直し検討
- 推進事業及び目標値の設定

④ 必要サービス量と介護保険料の策定

高齢者人口、要介護認定者等の将来推計を行い、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護保険サービスの見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の算定を行う。

⑤ パブリックコメントの実施支援及び反映

受託者は委託者の要請によりパブリックコメントの実施支援を行う。パブリックコメントで意見のあった事項については、意見に対する対応策の作成等を行い、必要に応じて計画案へ反映させる。なお、パブリックコメントの実施時期については、委託者と協議の上決定する。

⑥ 策定委員会等への運営支援

策定委員会及び作業部会への出席、委員意見の取りまとめ、議事録の作成、委員会意見等を反映した計画案の修正及び会議開催に伴う計画案に関する資料の作成等の支援を行う。なお出席次の議事録の作成については、委託者と協議の上決定する。

本会議への出席を要請する目安は、以下の通りとする。なお、会議の進捗等の都合により、回数は変更する場合があるほか、必要に応じて書面開催とする場合がある。

- ア 策定委員会 5回
- イ 事務局会議 10回

4. 成果品

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| ① 在宅介護実態調査計画報告書（紙媒体・電子媒体）  | 10部  |
| ② 事業計画書（A4版、一部カラー100ページ程度） | 50部  |
| ③ 事業計画書（概要版 10ページ程度・電子媒体）  | 100部 |
| ④ 事業計画策定に係る分析データの電子媒体）     | 1式   |

5. 注意事項

- ①契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- ②本仕様書に記載のある業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- ③本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

6. その他

- ① 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合には、竹富町個人情報保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、業務を円滑に遂行するため、綿密に担当部局と連絡調整を行わなければならない。
- ③ この仕様書に定めるものの他、必要事項が生じた場合は、その都度協議し決定する。

- ④ 受託者は、本事業を円滑かつ効率的に遂行するため、石垣市内に拠点（事務所等）を設置するものとする。また、契約期間中は当該拠点に常駐の駐在員を配置し、本業務に係る支援・連携業務にあたること。

## 7. 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応募締切	令和8年6月3日（水）15時
質問締切	令和8年5月27日（水）
企画提案審査	令和8年6月9日（火）（予定）
審査結果通知	令和8年6月中旬（予定）
委託契約締結	令和8年6月中旬（予定）

## 8. 事業スケジュール

令和8年 6月	委員委嘱
令和8年 7月	第1回策定委員会
令和8年 9月	第2回策定委員会
令和8年10月	第3回策定委員会
令和8年12月	第4回策定委員会・作業部会・保険料検討
令和9年 1月	第5回策定委員会・最終調整
令和9年 2月	議会報告・答申・計画決定
令和9年 3月	最終報告書作成・配布

## 9. 問い合わせ先

竹富町役場福祉支援課 介護・地域支援係  
〒907-8503 石垣市美崎町11番地1  
Tel : 0980-83-7415 Fax : 0980-82-3745  
✉ : fukushi@town.taketomi.okinawa.jp